

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

- 不動産登記関係
 - 第1 所有権移転登記－1 贈与
 - 所有権移転登記－2 売買1
 - 所有権移転登記－3 売買2
 - 所有権移転登記－4 相続
 - 第2 所有権保存登記
 - 第3 抵当権設定登記－1
 - 抵当権設定登記－2
 - 第4 抵当権抹消登記
 - 第5 所有権移転登記名義人住所変更登記

- 商業・法人登記関係
 - 第1 会社設立登記
 - 第2 新株発行
 - 第3 役員変更
 - 第4 会社合併
 - 第5 本店移転
 - 第6 解散，清算人選任
 - 第7 清算結了

- 成年後見関係
 - 第1 法定後見－1
 - 法定後見－2
 - 第2 任意後見－1
 - 任意後見－2

- 裁判書類作成業務
 - 第1 通常訴訟
 - 第2 保全手続き（債権仮差押）
 - 第3 債務の整理－1
 - 債務の整理－2
 - 第4 建物明渡請求事件
 - 第5 建物明渡しの強制執行

簡裁訴訟代理等関係業務

- 第1 [貸金返還請求事件](#)
- 第2 [支払督促事件](#)
- 第3 [少額訴訟事件](#)
- 第4 [建物明渡請求事件](#)
- 第5 [任意の債務整理](#)
- 第6 [過払金返還請求事件](#)

その他

- 第1 [遺言書作成サポート](#)

【アンケート表について】

以下のとおり地区を区分しています。

北海道地区	北海道
東北地区	宮城県 福島県 山形県 岩手県 秋田県 青森県
関東地区	東京都 神奈川県 埼玉県 千葉県 茨城県 栃木県 群馬県 静岡県 山梨県 長野県 新潟県
中部地区	愛知県 三重県 岐阜県 福井県 石川県 富山県
近畿地区	大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 和歌山県
中国地区	広島県 山口県 岡山県 鳥取県 島根県
四国地区	香川県 徳島県 高知県 愛媛県
九州地区	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 鹿児島県 宮崎県 沖縄県

報酬に関するアンケート

《不動産登記関係》

第1 所有権移転登記－1 贈与

贈与を原因とする土地1筆及び建物1棟（固定資産評価額の合計1000万円）の所有権移転登記手続の代理業務を受任し、登記原因証明情報（贈与契約書等）の作成及び登記申請の代理をした場合。

[有効回答数：637]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	20,850円	32,036円	48,075円
東北地区	21,252円	33,640円	49,963円
関東地区	23,000円	40,067円	68,431円
中部地区	29,310円	40,629円	62,222円
近畿地区	29,000円	46,286円	81,571円
中国地区	25,755円	39,863円	67,167円
四国地区	26,975円	44,530円	108,750円
九州地区	24,680円	37,080円	60,922円

【コメント】

たとえば、自宅の土地・建物を子供に贈与した場合には、本事例の登記手続が必要となります。固定資産評価額は、市区町村が固定資産税を課税するための評価額であり、登録免許税（登記を受ける際に納める税金）の額を算出する際の課税標準となります。また、実勢価格と異なります。当事者の確認のため出張する場合など、事案によって報酬は異なります。

なお、報酬のほかに登録免許税などの費用が別途必要となります。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

第1 所有権移転登記－2 売買1

売買を原因とする土地1筆及び建物1棟（固定資産評価額の合計1000万円）の所有権移転登記手続の代理業務を受任し、登記原因証明情報（売買契約書等）の作成及び登記申請の代理をした場合。

〔有効回答数：639〕

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	21,500円	33,058円	51,050円
東北地区	21,644円	35,195円	54,905円
関東地区	26,025円	44,417円	80,267円
中部地区	29,710円	45,779円	73,056円
近畿地区	29,000円	54,800円	103,000円
中国地区	26,855円	42,375円	77,500円
四国地区	23,231円	48,496円	106,750円
九州地区	24,925円	41,934円	87,611円

【コメント】

たとえば、自宅の土地・建物を売買した場合には、本事例の登記手続が必要となります。固定資産評価額は、市町村が固定資産税を課税するための評価額であり、登録免許税（登記を受ける際に納める税金）の額を算出する際の課税標準となります。また、売買価格と異なります。金融機関で行う売買代金決済に立ち会うため出張する場合など、事案によって報酬は異なります。また、売主と買主の費用負担の割合なども地域によって異なります。

なお、報酬のほかに登録免許税などの費用が発生します。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

第1 所有権移転登記－3 売買2

売買を原因とする土地1筆及び建物1棟（固定資産評価額の合計1000万円）の所有権移転登記手続の代理業務を受任し、面識のない登記義務者（売主）の本人確認情報の作成、登記原因証明情報（売買契約書等）の作成及び登記申請の代理をした場合。

〔有効回答数：564〕

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	26,357円	54,745円	88,767円
東北地区	28,114円	56,060円	93,885円
関東地区	37,887円	79,846円	153,100円
中部地区	40,456円	75,845円	132,750円
近畿地区	39,095円	82,052円	159,917円
中国地区	33,950円	64,009円	108,000円
四国地区	33,008円	78,653円	176,667円
九州地区	30,518円	60,879円	104,313円

【コメント】

この設例は、売買による所有権移転登記を行う際に、売主が登記識別情報又は登記済証を紛失等の理由により提供できず、代理人である司法書士が作成した本人確認情報を用いて登記を完了させた場合です。固定資産評価額は、市町村が固定資産税を課税するための評価額であり、登録免許税（登記を受ける際に納める税金）の額を算出する際の課税標準となります。また、売買価格と異なります。金融機関で行う売買代金決済に立ち会ったり、そのために出張したりした場合など、事案によって報酬は異なります。

なお、報酬のほかに登録免許税などの費用が発生します。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

第1 所有権移転登記－4 相続

相続を原因とする土地1筆及び建物1棟（固定資産評価額の合計1000万円）の所有権移転登記手続の代理業務を受任し、戸籍謄本等5通の交付請求、登記原因証明情報（遺産分割協議書及び相続関係説明図）の作成及び登記申請の代理をした場合。

※法定相続人は3名で、うち1名が遺産分割協議により単独相続した場合

〔有効回答数：652〕

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	27,813円	49,751円	70,800円
東北地区	27,816円	51,467円	85,158円
関東地区	31,646円	59,210円	105,515円
中部地区	36,008円	60,428円	107,949円
近畿地区	29,557円	67,034円	119,200円
中国地区	34,908円	55,149円	82,500円
四国地区	38,500円	61,064円	101,667円
九州地区	36,732円	55,089円	83,274円

【コメント】

たとえば、父親が亡くなり、所有していた自宅の土地・建物を子供のうちの一人が遺産分割協議により単独で相続した場合には、本事例の登記手続が必要となります。固定資産評価額は、市町村が固定資産税を課税するための評価額であり、登録免許税（登記を受ける際に納める税金）の額を算出する際の課税標準となります。また、実勢価格と異なります。相続を原因とする所有権移転登記の報酬は、相続人や不動産の数等により異なります。

なお、報酬のほかに登録免許税や戸籍謄本等の実費などの費用が発生します。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

第2 所有権保存登記

課税価格1000万円の新築建物の所有権保存登記手続の代理業務を受任し、住宅用家屋に関する証明書（減税証明書）の取得及び登記申請の代理をした場合。

〔有効回答数：623〕

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	12,232円	18,272円	25,300円
東北地区	11,627円	20,558円	33,668円
関東地区	12,663円	22,152円	47,813円
中部地区	15,206円	22,427円	31,182円
近畿地区	13,833円	29,607円	64,000円
中国地区	14,537円	23,751円	34,200円
四国地区	14,555円	23,661円	36,667円
九州地区	13,087円	22,016円	41,500円

【コメント】

建物を新築した場合には、建物表示登記をしたうえで、最初の権利の登記である所有権保存登記をします。建物表示登記は、土地家屋調査士の業務であり、司法書士の業務ではありません。課税価格は、実勢価格と異なります。

なお、報酬のほかに登録免許税（登記を受ける際に納める税金）などの費用が発生します。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

第3 抵当権設定登記－1

土地1筆及び建物1棟に、債権額1000万円とする抵当権設定登記手続の代理業務を受任し、登記原因証明情報（金銭消費貸借契約書等）の作成及び登記申請の代理をした場合。

〔有効回答数：629〕

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	21,785円	31,266円	45,767円
東北地区	19,091円	30,562円	47,150円
関東地区	21,961円	35,029円	54,842円
中部地区	25,783円	35,631円	56,100円
近畿地区	24,301円	40,402円	67,429円
中国地区	24,692円	35,986円	52,208円
四国地区	24,500円	35,354円	55,250円
九州地区	24,939円	34,063円	50,175円

【コメント】

一戸建てやマンションを住宅ローン組んで購入した場合には債権者が担保を設定しますが、その費用は、借主の負担とされるのが一般的です。一戸建ての場合でも、土地が数筆あるなど、事案によって報酬は異なります。

なお、報酬のほかに登録免許税（登記を受ける際に納める税金）などの費用が発生します。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

第3 抵当権設定登記－2

土地1筆及び建物1棟に、債権額1000万円とする抵当権設定登記手続の代理業務を受任し、面識のない登記義務者（設定者）の本人確認情報の作成、登記原因証明情報（金銭消費貸借契約書等）の作成及び登記申請の代理をした場合。

〔有効回答数：551〕

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	27,613円	53,184円	80,133円
東北地区	24,755円	51,586円	87,404円
関東地区	31,901円	69,286円	136,346円
中部地区	34,938円	64,486円	117,375円
近畿地区	34,468円	66,641円	143,700円
中国地区	37,446円	57,994円	87,160円
四国地区	29,333円	61,172円	97,500円
九州地区	28,051円	53,862円	83,250円

【コメント】

この設例は、債権者が債権を担保するために抵当権設定登記を行う際に、所有者が登記識別情報又は登記済証を紛失等の理由により提供できず、代理人である司法書士が作成した本人確認情報を用いて登記を完了させた場合です。一戸建ての場合でも、土地が数筆あるなど、事案によって報酬は異なります。

なお、報酬のほかに登録免許税（登記を受ける際に納める税金）などの費用が発生します。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

第4 抵当権抹消登記

土地1筆及び建物1棟の抵当権抹消登記手続の代理業務を受任し、登記原因証明情報（解除証書等）の作成及び登記申請の代理をした場合。

〔有効回答数：644〕

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	8,888円	13,186円	20,500円
東北地区	7,597円	12,643円	19,699円
関東地区	8,723円	14,476円	23,900円
中部地区	8,823円	14,864円	29,567円
近畿地区	9,000円	16,746円	30,222円
中国地区	9,168円	13,903円	22,368円
四国地区	9,250円	14,162円	24,500円
九州地区	8,757円	13,640円	21,333円

【コメント】

住宅ローンなどの借入を完済した場合には、そのローンのために設定されていた担保の登記を抹消する必要があります。一戸建ての場合でも、土地が数筆あるなど、事案によって報酬は異なります。

なお、報酬のほかに登録免許税（登記を受ける際に納める税金）などの費用が発生します。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

第5 所有権移転登記名義人住所変更登記

土地1筆及び建物1棟に登記されている所有者の住所変更登記手続の代理業務を受任し、住民票の写し1通の交付請求及び登記申請の代理をした場合。

[有効回答数：645]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	5,588円	10,571円	17,267円
東北地区	6,984円	10,121円	15,232円
関東地区	7,749円	11,323円	18,802円
中部地区	7,333円	10,940円	15,872円
近畿地区	8,000円	12,791円	31,125円
中国地区	7,683円	10,971円	15,714円
四国地区	5,000円	10,677円	16,000円
九州地区	7,192円	11,944円	28,889円

【コメント】

所有権の登記をした後に住所を移転した場合などに必要な登記です。一戸建ての場合でも、土地が数筆あるなど、事案によって報酬は異なります。

なお、報酬のほかに登録免許税（登記を受ける際に納める税金）などの費用が発生します。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

《 商 業 ・ 法 人 登 記 関 係 》

第 1 会社設立登記

発起人2名，資本金の額500万円の株式会社の発起設立による設立登記手続の代理業務を受任し，定款，議事録，その他証明書等の全ての書類を作成し，定款認証手続及び登記申請の代理をした場合。

[有効回答数：519]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	38,167円	82,487円	134,460円
東北地区	42,667円	94,649円	162,250円
関東地区	48,440円	96,900円	168,667円
中部地区	44,357円	103,183円	180,000円
近畿地区	66,974円	110,926円	199,375円
中国地区	55,667円	104,734円	178,673円
四国地区	57,500円	130,557円	374,000円
九州地区	52,668円	101,021円	174,700円

【コメント】

設立時の出資者が2名であり，出資者全員が発起人となる株式会社の設立登記を司法書士に依頼した場合の報酬額です。株式会社は，本店所在地において設立登記をすることにより成立します。登記には，定款や出資の履行を証する書面，設立時取締役の選任を証する書面等が必要です。会社の形態により必要となる書面が異なりますので，作成する書面の種類と内容により報酬が異なります。

また，司法書士報酬のほか，登録免許税（登記を受ける際に納める税金）や定款認証の費用（公証人の手数料等及び定款に貼付する印紙（電子認証の場合は不要）等）等が別途必要です。

詳細については，あらかじめ司法書士に確認してください。

第2 新株発行

株式引受人3名，増資額500万円の募集株式の発行による発行済株式総数及び資本の総額の変更登記手続の代理業務を受任し，株主総会議事録，取締役会議事録，株式申込証等の全ての書類を作成し，登記申請の代理をした場合。

〔有効回答数：381〕

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	22,833円	44,128円	71,000円
東北地区	18,100円	39,808円	65,633円
関東地区	23,460円	47,395円	83,333円
中部地区	20,400円	46,742円	83,214円
近畿地区	21,667円	52,013円	96,750円
中国地区	27,100円	44,892円	100,000円
四国地区	20,000円	54,113円	80,000円
九州地区	25,260円	47,028円	89,200円

【コメント】

株式会社が，新たに出資者3名に対し，500万円分の株式を発行した場合の変更登記を司法書士に依頼した場合の報酬額です。会社の形態により必要となる書面が異なりますので，作成する書面の種類と内容により報酬が異なります。

また，司法書士報酬のほか，増加した資本の額に応じた登録免許税（登記を受ける際に納める税金）等の費用が別途必要です。

詳細については，あらかじめ司法書士に確認してください。

第3 役員変更

取締役3名，代表取締役1名，監査役1名の取締役会設置会社たる株式会社において，定時株主総会の決議により任期満了した役員全員を改選した場合の変更登記手続の代理業務を受任し，株主総会議事録，取締役会議事録等の全ての書類を作成し，登記申請の代理をした場合。

〔有効回答数：590〕

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	12,008円	24,876円	41,150円
東北地区	13,883円	25,497円	44,793円
関東地区	15,050円	26,121円	44,143円
中部地区	14,167円	26,575円	40,813円
近畿地区	13,833円	26,789円	46,400円
中国地区	13,850円	28,163円	38,520円
四国地区	16,670円	28,633円	43,750円
九州地区	16,957円	25,807円	38,463円

【コメント】

取締役3名，代表取締役1名，監査役1名で取締役会がある株式会社の取締役及び監査役の任期（最長10年 通常は取締役2年，監査役4年）が満了し改選（再任を含む）した場合の変更登記を司法書士に依頼した場合の報酬額です。会社の形態により必要となる書面が異なりますので，作成する書面の種類と内容により報酬が異なります。

また，司法書士報酬のほか，登録免許税（登記を受ける際に納める税金）等の費用が別途必要です。

詳細については，あらかじめ司法書士に確認してください。

第4 会社合併

ともに大会社でない2社間における吸収合併で、存続会社の合併による変更登記及び消滅会社の解散登記手続の代理業務を受任し、合併後の存続会社の資本金の額が3000万円の場合で、合併契約書、議事録等の全ての書類を作成し、公告手続の代行及び登記申請の代理をした場合。

[有効回答数：243]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	25,000円	101,435円	250,000円
東北地区	19,975円	85,612円	203,750円
関東地区	32,950円	130,225円	300,000円
中部地区	34,478円	122,019円	300,000円
近畿地区	37,500円	144,931円	410,000円
中国地区	50,000円	111,357円	250,000円
四国地区	50,000円	134,123円	400,000円
九州地区	47,800円	130,180円	311,667円

【コメント】

ともに大会社でない二つの会社の一方がもう一方の会社を吸収して存続し、もう一方の会社が解散し消滅する場合の変更登記等を司法書士に依頼した場合の報酬額です。

存続会社について行う合併による変更登記と、消滅会社について行う解散登記を同時に申請することになりますが、作成する書面の種類や難易度、内容により司法書士報酬が異なります。

また、司法書士報酬のほか、登録免許税（登記を受ける際に納める税金）や官報・日刊新聞への公告、あるいは電子公告をするための費用が別途必要です。この設例の場合は、公告手続きを代行した場合の報酬額が含まれています。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

※大会社とは、資本金の額が5億円又は負債の額が200億円以上の株式会社をいいます。

第5 本店移転

取締役会設置会社である株式会社の本店を管轄登記所の区域外へ移転した場合の本店移転登記手続の代理業務を受任し、株主総会議事録、取締役会議事録等の全ての書類を作成し、登記申請の代理をした場合。

[有効回答数：454]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	17,265円	37,811円	57,850円
東北地区	16,350円	33,452円	57,025円
関東地区	21,179円	44,934円	77,308円
中部地区	18,833円	41,042円	76,083円
近畿地区	19,167円	41,674円	72,000円
中国地区	19,333円	38,702円	68,333円
四国地区	20,000円	45,175円	82,500円
九州地区	19,086円	37,317円	69,267円

【コメント】

株式会社の本店を登記所の管轄区域外に移転した場合の本店移転登記を司法書士に依頼した場合の報酬額です。本店を現在の管轄区域外に移す場合は、株主総会で定款を変更する必要があります。取締役会が設置されている会社の場合、具体的な移転場所や移転日については取締役会で決めることになるので各議事録の作成が必要です。

また、司法書士報酬のほか、登録免許税（登記を受ける際に納める税金）等の費用が別途必要です。税額は、新旧本店所在地におけるそれぞれの登記申請につき3万円ずつ、計6万円となります。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

第6 解散, 清算人選任

株主総会決議による株式会社の解散及び清算人選任登記手続の代理業務を受任し, 株主総会議事録等の全ての書類を作成し, 登記申請の代理をした場合。

[有効回答数 : 497]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	14,053円	35,855円	67,200円
東北地区	18,600円	36,121円	71,220円
関東地区	21,500円	40,028円	71,121円
中部地区	21,571円	39,365円	59,586円
近畿地区	23,000円	42,963円	87,500円
中国地区	19,333円	44,548円	76,500円
四国地区	24,000円	44,148円	76,667円
九州地区	19,286円	39,326円	75,143円

【コメント】

株式会社が解散の決議をした場合の解散及び清算人に関する登記を司法書士に依頼した場合の報酬額です。代表清算人の選任方法により作成する書面が異なり, 司法書士報酬も異なります。

また, 司法書士報酬のほか, 登録免許税 (登記を受ける際に納める税金) 等の費用が別途必要です。

詳細については, あらかじめ司法書士に確認してください。

第7 清算結了

解散会社から清算結了登記手続の代理業務を受任し、株主総会議事録等の全ての書類を作成し、登記申請の代理をした場合。

〔有効回答数：490〕

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	8,500円	23,575円	43,600円
東北地区	10,000円	22,857円	37,775円
関東地区	11,867円	26,109円	51,231円
中部地区	11,714円	27,083円	46,375円
近畿地区	10,600円	26,920円	54,400円
中国地区	14,750円	27,186円	46,963円
四国地区	9,725円	24,626円	40,000円
九州地区	10,075円	24,172円	41,857円

【コメント】

解散した会社の清算事務が終了した場合の清算結了登記を司法書士に依頼したときの報酬額です。清算結了の登記申請には、清算人の清算事務が終了したことの報告書及びこれを承認した株主総会の議事録が必要となります。

また、司法書士報酬のほか、登録免許税（登記を受ける際に納める税金）等の費用が別途必要です。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

《 成年後見関係 》

第1 法定後見－1

成年後見開始の申立のため家庭裁判所に提出する書類の作成業務を受任し、申立書等の書類を作成した場合。（ただし、依頼者及び本人等と2時間程度の面談を3回実施した。）

[有効回答数：258]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	15,000円	49,438円	100,000円
東北地区	17,975円	61,528円	105,000円
関東地区	30,214円	82,171円	138,571円
中部地区	26,667円	73,707円	111,667円
近畿地区	15,000円	80,857円	120,000円
中国地区	25,000円	67,565円	134,500円
四国地区	30,000円	71,389円	120,000円
九州地区	27,587円	68,553円	111,667円

【コメント】

成年後見制度には、本人の判断能力によって「後見」のほかに「保佐」「補助」の制度があり、「保佐」「補助」には同意権及び代理権の範囲をどのようにするかという問題もあるため、「後見」の場合と報酬が異なることもあります。

家庭裁判所に同行した場合、出張日当がかかる場合があります。

また、司法書士報酬のほかに、申立には収入印紙及び切手を裁判所に予納しなければならず、鑑定費用の予納が必要となる場合もあります。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

第1 法定後見－2

成年被後見人の居住用不動産の処分の許可の申立のため家庭裁判所に提出する書類の作成業務を受任し、申立書の作成をした場合。

[有効回答数：162]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	15,000円	28,020円	65,000円
東北地区	14,360円	36,366円	100,000円
関東地区	13,667円	49,966円	126,000円
中部地区	20,000円	46,667円	125,000円
近畿地区	14,000円	51,400円	150,000円
中国地区	20,000円	60,714円	150,000円
四国地区	15,700円	40,518円	100,000円
九州地区	10,000円	46,732円	185,000円

【コメント】

成年後見人が成年被後見人の居住用の不動産（現在は居住していなくても、最後に居住していた不動産は居住用不動産に該当します。）の売却、賃貸、賃貸借の解除又は抵当権の設定等を行うには、家庭裁判所の許可が必要です。「後見」のほかに「保佐」「補助」の場合にも必要です。

司法書士報酬のほかに、申立には収入印紙及び切手を裁判所に予納しなければなりません。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

第2 任意後見－1

任意後見人に就任した場合における定額報酬の月額。

[有効回答数：110]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	10,000円	28,333円	50,000円
東北地区	8,000円	23,667円	40,000円
関東地区	3,667円	25,629円	46,000円
中部地区	20,000円	30,000円	60,000円
近畿地区	5,000円	34,875円	90,000円
中国地区	15,000円	36,000円	70,000円
四国地区	18,000円	25,500円	30,000円
九州地区	15,000円	28,600円	70,000円

【コメント】

司法書士が任意後見人に就任した場合には、原則として1月又は2月に1回、本人と面接し、医師やヘルパー、親族等と協力して本人の生活状況と健康状態を把握し、財産管理及び身上監護のための事務を行います。

司法書士は、本人との間で任意後見契約を締結する時に、継続的管理事務の報酬として定額報酬を定め、本人の財産の中からその支払いを受けることになります。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

第2 任意後見－2

任意後見受任者にならない場合において、任意後見契約書原案を作成し、公証人役場へ同行する等、契約締結のサポートをした場合。

[有効回答数：109]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	15,000円	39,792円	70,000円
東北地区	7,000円	56,964円	150,000円
関東地区	11,833円	73,645円	231,250円
中部地区	10,000円	53,750円	100,000円
近畿地区	50,000円	76,786円	150,000円
中国地区	10,000円	45,000円	100,000円
四国地区	20,000円	40,750円	70,000円
九州地区	30,000円	68,063円	150,000円

【コメント】

司法書士は、自身が任意後見受任者にならない場合でも、委任者本人と任意後見受任者が公証人役場で行う任意後見契約の締結のサポートを行います。公証人役場へ同行した場合、出張日当がかかる場合があります。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

《 裁 判 書 類 作 成 業 務 》

第 1 通常訴訟

建築工事請負代金 1 0 0 0 万円の残金 5 0 0 万円を請求するため、地方裁判所に提出する書類の作成業務を受任し、請負代金請求訴訟の訴状を作成した場合。（ただし、準備書面、証拠説明書等の作成は含まない。）

〔有効回答数：171〕

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	20,000円	40,420円	70,000円
東北地区	15,000円	49,079円	100,000円
関東地区	22,800円	79,094円	230,000円
中部地区	20,000円	58,684円	100,000円
近畿地区	23,850円	53,758円	100,000円
中国地区	16,000円	57,875円	100,000円
四国地区	21,000円	74,014円	250,000円
九州地区	30,000円	56,934円	100,000円

【コメント】

訴訟は、訴状の裁判所への提出、相手方への訴状送達、口頭弁論期日の指定、口頭弁論、証拠調べ、判決等の流れで進みますが、判決に至るまでのそれぞれの段階で準備書面、証拠申立書、証拠説明書等を提出し、また相手方の対応次第では他の様々な申立を要する場合があります。上記の金額は第1段階である裁判所提出の訴状の作成報酬のみです。訴訟進行に沿って作成する準備書面等の報酬は含まれませんので、詳細については司法書士にお尋ねください。

なお、通常訴訟以外にも、支払督促手続き、民事調停申立、家事審判調停申立、起訴前の和解申立等々の裁判所に提出する書類作成は、全て司法書士の業務ですので最寄りの司法書士にご相談ください。

第2 保全手続き（債権仮差押）

約束手形債権を被保全債権として債務者の第三債務者に対する売掛債権を仮差押するため地方裁判所へ提出する書類の作成業務を受任し、債権仮差押命令申立書を作成した場合。（ただし、保証供託手続報酬を含むが、疎明資料の作成は含まない。）

〔有効回答数：112〕

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	19,110円	45,182円	100,000円
東北地区	19,100円	50,788円	100,000円
関東地区	21,000円	84,173円	203,750円
中部地区	30,000円	71,750円	100,000円
近畿地区	20,000円	60,000円	100,000円
中国地区	40,000円	77,833円	200,000円
四国地区	30,000円	108,571円	200,000円
九州地区	40,000円	58,541円	100,000円

【コメント】

民事保全には仮差押と仮処分がありますが、いずれも申立人の主張、疎明により決定されますので担保提供が条件となることが通常です。この場合、供託所に金銭供託をすることとなります。上記は債権仮差押申立書作成及び供託手続きに関する報酬です。

また、仮差押は債権の他に不動産、動産、自動車、建設機械などもできますが、相手方の財産の種類により手続きが異なりますので、詳細については司法書士にお尋ねください。

第3 債務の整理－1

個人民事再生事件の申立書類の作成業務を受任し、各消費者金融会社に取り記録の開示を求め、各申立書類を作成した場合。（ただし、住宅ローンはなく、残借金400万円を返済するのは困難だが、元金が減額されれば分割返済も可能である。）

〔有効回答数：157〕

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	20,000円	181,000円	250,000円
東北地区	20,000円	204,892円	385,875円
関東地区	43,667円	207,467円	316,667円
中部地区	40,000円	200,455円	350,000円
近畿地区	30,000円	198,833円	300,000円
中国地区	20,000円	206,250円	300,000円
四国地区	20,000円	202,000円	300,000円
九州地区	45,000円	218,077円	315,000円

【コメント】

残借金400万円のうち一定の金額について分割して返済を行う計画を立て、この返済計画が裁判所に認められれば、残りの借金は免除されるという個人民事再生手続きでは、減額された元金を原則として3年間で返済していくことになります。

上記は個人民事再生手続開始申立書の作成報酬ですが、事案の複雑さや要する労力・時間等により、その報酬金額は異なります。詳細については司法書士にお尋ねください。

第3 債務の整理－2

個人破産免責事件の申立書類の作成業務を受任し、各消費者金融会社に取り記録の開示を求め、各申立書類を作成した場合。

[有効回答数：207]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	30,000円	137,045円	220,000円
東北地区	20,000円	159,542円	275,000円
関東地区	46,600円	172,237円	290,000円
中部地区	50,000円	170,326円	300,000円
近畿地区	30,000円	178,933円	299,000円
中国地区	80,000円	170,000円	200,000円
四国地区	15,000円	141,380円	220,000円
九州地区	81,125円	173,819円	290,000円

【コメント】

任意整理（分割弁済の和解など）や個人民事再生の方法によって将来の収入で借金の返済が可能な場合と異なり、借金の額が多すぎて返済が困難な場合は、裁判所に自己破産申立、同時に免責許可申立を行い、免責許可決定を受ければ借金が全て免除されます。

上記は破産申立書（個人債務者が自己破産を申し立てた場合は原則として免責許可申立をしたものとみなされます。）の作成報酬ですが、事案の複雑さや要する労力・時間等により、その報酬金額は異なります。詳細については司法書士にお尋ねください。

第4 建物明渡請求事件

建物賃貸借契約において1か月金10万円の賃料を10か月分滞納しているためその建物の明渡を求め、地方裁判所に提出する書類の作成業務を受任し、建物明渡請求訴訟の訴状を作成した場合。

[有効回答数：141]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	19,700円	42,401円	100,000円
東北地区	15,000円	59,411円	180,000円
関東地区	27,333円	96,332円	300,000円
中部地区	10,000円	69,625円	150,000円
近畿地区	30,000円	70,075円	300,000円
中国地区	40,000円	74,000円	100,000円
四国地区	30,000円	73,077円	150,000円
九州地区	30,000円	57,381円	100,000円

【コメント】

上記は建物明渡請求訴訟の訴状の作成報酬ですが、事案の複雑さや要する労力・時間等により、その報酬金額は異なります。また、賃貸人は、裁判所に本訴訟の書類を提出する前に、賃借人に対し、あらかじめ内容証明郵便で、滞納賃料の支払いと一定期日までにその支払いがないときには賃貸借契約を解除する旨を通知することが通常ですが、その通知書の作成報酬は含まれていません。

詳細については司法書士にお尋ねください。

第5 建物明渡しの強制執行

建物明渡訴訟の勝訴判決に基づき明渡しを求めるため、地方裁判所に提出する書類の作成業務を受任し、建物明渡しの強制執行申立の書類を作成した場合。

[有効回答数：126]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	19,110円	36,950円	100,000円
東北地区	15,000円	42,207円	100,000円
関東地区	23,500円	73,906円	216,667円
中部地区	10,000円	61,856円	180,000円
近畿地区	20,000円	56,471円	200,000円
中国地区	38,000円	57,000円	100,000円
四国地区	20,000円	55,000円	100,000円
九州地区	29,700円	53,321円	110,000円

【コメント】

建物明渡訴訟に勝訴した場合、賃借人が任意に明け渡せばよいのですが、それをしない場合には、あらためて執行裁判所に強制執行の申立をすることを要します。強制執行は訴訟とは別個の手続きです。

上記は強制執行申立書の作成報酬ですが、事案の複雑さや要する労力・時間等により、その報酬金額は異なります。詳細については司法書士にお尋ねください。

《 簡 裁 訴 訟 代 理 等 関 係 業 務 》

第 1 貸 金 返 還 請 求 事 件

貸付金100万円の返還請求事件を簡易裁判所における訴訟代理人として受任し、通常訴訟を提起し、勝訴判決を得た場合。

原告【着手金】 [有効回答数：128]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	20,000円	67,667円	126,000円
東北地区	25,000円	57,500円	105,000円
関東地区	16,667円	63,243円	127,500円
中部地区	10,000円	47,308円	140,000円
近畿地区	20,000円	55,825円	157,500円
中国地区	50,000円	80,000円	120,000円
四国地区	20,000円	56,125円	150,000円
九州地区	20,000円	47,708円	100,000円

原告【成功報酬額】 [有効回答数：138]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	40,000円	124,583円	200,000円
東北地区	30,000円	90,294円	200,000円
関東地区	40,000円	126,667円	250,000円
中部地区	40,000円	106,286円	300,000円
近畿地区	50,000円	118,190円	282,500円
中国地区	100,000円	121,429円	200,000円
四国地区	50,000円	105,250円	200,000円
九州地区	50,000円	148,609円	600,000円

【コメント】

訴訟を提起する前に内容証明郵便で相手方に貸金の返還請求をすることがありますが、その報酬は、着手金には含まれていない場合があります。

着手金とは、司法書士に事件を委任した際に支払う金員です。着手金は、業務の着手に対する報酬であると考えられていることから、依頼された業務が不成功に終わったとしても返還されません。

成功報酬とは、勝訴した場合又は任意に貸付金が回収できた場合などに、司法書士に支払う金員です。成功報酬の額は、回収した金額、事案の複雑さ、裁判や回収に要した労力等を考慮して、各司法書士が定めています。

そのほか、遠隔地への出張等の場合には、日当や旅費が発生する場合があります。

着手金や報酬等の他に裁判所に納める印紙や切手代等の実費が別途必要になります。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

第2 支払督促事件

貸付金100万円の返還請求事件を簡易裁判所における訴訟代理人として受任し、支払督促の申立を行い、仮執行宣言付支払督促が確定した場合。

※ 支払督促手続きとは金銭等の支払いを求める手続きで、裁判所は、書面審査のみで債務者の言い分を聞かずに支払督促を発し、債務者はこれに対して異議を申し立てることができます。債務者が支払督促の送達を受けた後、2週間以内に異議を申し立てないときは、裁判所は仮執行宣言を付して、これによって、執行（強制的に取り立てること）をすることができます。

【着手金】 [有効回答数：105]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	20,000円	60,000円	100,000円
東北地区	20,000円	46,136円	94,500円
関東地区	17,500円	55,152円	101,250円
中部地区	20,000円	43,333円	100,000円
近畿地区	10,000円	38,103円	70,000円
中国地区	100,000円	100,000円	100,000円
四国地区	10,000円	40,000円	100,000円
九州地区	10,000円	36,381円	65,000円

【成功報酬額】 [有効回答数：101]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	10,000円	90,000円	200,000円
東北地区	20,000円	63,333円	150,000円
関東地区	30,000円	98,750円	225,000円
中部地区	20,000円	71,250円	150,000円
近畿地区	30,000円	88,393円	315,000円
中国地区	30,000円	76,667円	100,000円
四国地区	20,000円	78,000円	200,000円
九州地区	20,000円	70,278円	170,000円

【コメント】

支払督促の申立の前に内容証明郵便で相手方に貸金の返還請求をすることがありますが、その報酬は、着手金には含まれていない場合があります。

着手金、成功報酬等の意味については、前問のコメントを参照してください。

着手金や報酬等の他に裁判所に納める印紙や切手代等の実費が別途必要になります。

また、相手方からの異議申立により通常の訴訟に移行した場合には、報酬等も異なってくる場合がありますので、ご注意ください。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

第3 少額訴訟事件

貸付金50万円の返還請求事件を簡易裁判所における訴訟代理人として受任し、少額訴訟を提起し、勝訴判決を得た場合。

※ 少額訴訟とは、60万円以下の金銭の支払いを求める場合に限り利用することができ、1回の期日審理で判決をすることを原則とし、判決に対する控訴ができない特別な訴訟手続きです。

【着手金】 [有効回答数：102]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	10,000円	53,333円	100,000円
東北地区	10,000円	45,273円	100,000円
関東地区	17,500円	51,591円	100,000円
中部地区	10,000円	35,556円	50,000円
近畿地区	20,000円	39,265円	80,000円
中国地区	50,000円	66,667円	100,000円
四国地区	10,000円	28,750円	50,000円
九州地区	10,000円	36,028円	80,000円

【成功報酬額】 [有効回答数：102]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	40,000円	63,333円	100,000円
東北地区	20,000円	42,500円	75,000円
関東地区	22,500円	73,981円	166,667円
中部地区	30,000円	54,545円	100,000円
近畿地区	20,000円	74,969円	157,500円
中国地区	50,000円	70,000円	100,000円
四国地区	20,000円	45,000円	100,000円
九州地区	15,000円	57,882円	100,000円

【コメント】

訴訟を提起する前に内容証明郵便で相手方に貸金の返還請求をすることがありますが、その報酬は、着手金には含まれていない場合があります。

着手金、成功報酬等の意味については、「第1 貸金返還請求事件」のコメントを参照してください。

着手金や報酬等の他に裁判所に納める印紙や切手代等の実費が別途必要になります。詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

第4 建物明渡請求事件

80万円の賃料滞納（月10万円）を理由とする建物明渡請求事件を簡易裁判所における訴訟代理人として受任し、通常訴訟を提起し、勝訴判決を得た場合。

原告【着手金】 [有効回答数：112]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	30,000円	65,500円	100,000円
東北地区	26,000円	72,364円	210,000円
関東地区	7,500円	66,181円	183,333円
中部地区	16,000円	47,818円	100,000円
近畿地区	20,000円	68,471円	150,000円
中国地区	50,000円	50,000円	50,000円
四国地区	20,000円	63,000円	200,000円
九州地区	13,000円	53,000円	150,000円

原告【成功報酬額】 [有効回答数：111]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	50,000円	92,458円	160,000円
東北地区	30,000円	77,708円	200,000円
関東地区	27,470円	105,158円	216,667円
中部地区	40,000円	77,308円	100,000円
近畿地区	50,000円	103,571円	180,000円
中国地区	100,000円	133,333円	150,000円
四国地区	50,000円	87,273円	160,000円
九州地区	35,000円	89,857円	200,000円

【コメント】

多くの場合、裁判所に訴訟を提起する前に、あらかじめ内容証明郵便で相手方に賃料の支払いと期日までに支払いがない場合には賃貸借契約を解除する旨の通知を出しますが、その報酬は、着手金の中に含まれていない場合があります。

着手金、成功報酬等の意味については、「第1 貸金返還請求事件」のコメントを参照してください。

そのほか、遠隔地への出張等の場合には、日当や旅費が発生する場合があります。

着手金や報酬等の他に裁判所に納める印紙や切手代等の実費が別途必要になります。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

第5 任意の債務整理

債権者5社、債務額各50万円の債務整理事件を受任し、任意交渉の結果、分割払いの和解が成立した場合。

【着手金】 [有効回答数：168]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	30,000円	95,250円	150,000円
東北地区	10,000円	74,438円	150,000円
関東地区	9,000円	80,094円	178,750円
中部地区	10,000円	77,447円	150,000円
近畿地区	10,000円	78,304円	178,667円
中国地区	20,000円	70,500円	150,000円
四国地区	20,000円	81,875円	150,000円
九州地区	20,000円	75,146円	138,750円

【成功報酬額】 [有効回答数：132]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	100,000円	109,167円	150,000円
東北地区	21,000円	107,143円	480,000円
関東地区	21,250円	106,768円	189,375円
中部地区	20,000円	87,143円	150,000円
近畿地区	25,000円	126,813円	387,500円
中国地区	75,000円	108,333円	175,000円
四国地区	20,000円	83,864円	200,000円
九州地区	20,000円	88,706円	150,000円

【コメント】

この設例のような事件において司法書士は、債務者を代理して債務弁済の交渉をします。また、借入金利が利息制限法を超えていた場合には、これを利息制限法に定める利率に引き直した上で、その交渉をすることになります。

着手金、成功報酬等の意味については、「第1 貸金返還請求事件」のコメントを参照してください。

そのほか、遠隔地への出張等の場合には、日当や旅費が発生する場合があります。詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

第6 過払金返還請求事件

消費者金融会社1社、債務額50万円の債務整理事件を受任し、過払金50万円の返還を求める不当利得返還請求訴訟を提起した結果、50万円を支払う旨の和解が成立し、同額を回収した場合。

【着手金】 [有効回答数：164]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	10,000円	31,400円	100,000円
東北地区	5,000円	25,196円	94,500円
関東地区	9,000円	36,317円	125,000円
中部地区	10,000円	28,194円	80,000円
近畿地区	5,000円	26,115円	75,000円
中国地区	10,000円	29,111円	60,000円
四国地区	20,000円	42,955円	100,000円
九州地区	5,000円	25,957円	90,000円

【成功報酬額】 [有効回答数：211]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	75,000円	101,364円	125,000円
東北地区	30,000円	98,875円	158,750円
関東地区	51,000円	102,782円	161,429円
中部地区	50,000円	92,545円	125,000円
近畿地区	5,000円	97,000円	172,500円
中国地区	35,000円	94,583円	150,000円
四国地区	50,000円	93,235円	150,000円
九州地区	50,000円	97,000円	148,750円

【コメント】

依頼者と消費者金融会社との取引を利息制限法所定の利率に引き直した結果、過払金が発生している場合には、消費者金融会社を相手として過払金返還訴訟を提起することになります。

着手金、成功報酬等の意味については、「第1 貸金返還請求事件」のコメントを参照してください。

そのほか、遠隔地への出張等の場合には、日当や旅費が発生する場合があります。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

《 その他 》

第1 遺言書作成サポート

遺言公正証書の原案を起案し、公証人役場へ同行し、立会証人となり、公正証書遺言作成嘱託のサポートをした場合。

[有効回答数：342]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	10,000円	68,103円	600,000円
東北地区	8,750円	31,343円	74,000円
関東地区	9,286円	56,750円	201,000円
中部地区	9,286円	39,542円	80,000円
近畿地区	14,000円	53,071円	111,000円
中国地区	10,000円	34,336円	100,000円
四国地区	10,000円	39,842円	110,000円
九州地区	5,000円	34,656円	80,000円

【コメント】

この設例においては、作成する原案の複雑さの程度、原案を作成するまでに要した相談の回数や時間、証人となることなどが考慮されています。

なお、この設例においては、遺言執行者としての報酬は含まれていません。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。